提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは優位に評価しない。以下の例のような提案は複数提案とみなす。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による品質管理

実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。

※それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。

・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である。
・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合

※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。

・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

①　管理体制・手法　限られた期間内で同時に複数橋梁の床版取替を適正に実施するための施工体制及び、個別契約で得られた技術的知見やノウハウ・課題等を後続の個別契約に伝承・反映するための施工体制について期待できる効果も含めて記述。

注）管理担当者（品質管理、安全管理等）を選任配置する提案は、他の提案より優位に評価しない。

②　設計計画　供用車線の直近での施工となる床版を半断面で取替（床版拡幅を含む）を行うにあたり、工事を適正に実施するために設計で配慮すべき項目について記述。

注）４提案以上の場合でも不可としない。また、複数提案とみなさない。

③　品質管理　橋梁の床版（プレキャスト部材、現場打ち部材を問わず）の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述。

注１）コンクリートの配合変更又は添加剤の追加等を伴う、材料自体の変更についての技術提案は認めない。また、床版上面に塗布等を行う提案は認めない。

注２）橋軸直角方向接合部（縦目地部）を有する幅員方向に分割したプレキャストＰＣ床版を採用する場合は、縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置するものとする。縦目地部を貫通するＰＣ鋼材を配置しない提案は認めない。

④　安全管理　労働安全衛生マネジメントシステム等を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための具体的な計画について記述。

注１）労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。

注２）当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。

このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、本技術提案に含めてはならない。

⑤　環境対策　騒音・振動に関して周辺環境に配慮すべき項目・対策について、期待できる効果を含めて記述。

注）遮音機能を持つ構造物の設置についての提案は認めない。

技術提案評価項目毎に次の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価する。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上：「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

良：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

良下：「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可：標設計図書、共通仕様書、施工管理要領等による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

不適格：設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの。所定の枚数、提案数を超えているもの。

⑸　評価点の付与方法

【判定方式】

評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

①　管理体制・手法

・技術評価点(30点)優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不適格

②　設計計画

・技術評価点（10点)優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不適格

③　品質管理

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

④　安全管理

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

⑤　環境対策

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

⑹　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、標準案による満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

なお、評価項目に１つでも不適格があれば選定しない。

⑺　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

②　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑻　上記⑺において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。